

平成19年度より国から地方への税源移譲によって

市・県民税が変わりました



問い合わせ先 税務課 (☎内線184)

県・市町村などの地方自治体が自主的に財源の確保を行い、効率的に身近な行政サービスができるよう、国税（所得税）から地方税（市・県民税）へ税源が移譲されます。これは所得税を引き下げ、市・県民税を引き上げることによって税源を国から地方へ移すことをいいます。

これにより、ほとんどのかたは、今年6月から市・県民税が増えることになります。

税源の移し替えなので、所得税と市・県民税を合わせると、負担額は変わりません。

ただし、定率減税の廃止や、みなさんの収入や控除額の増減など、別な要因によって実際の負担額は変動しますのでご注意ください。

Q1 どう変わるの？

①所得割の税率が変更されました（所得税の税率も変更されました）

	18年度以前				平成19年度以降	
	課税標準額	税率	速算控除額		課税標準額	税率
市民税	200万円以下	3%		市民税	一律	6%
	200万円超～700万円以下	8%	10万円			
	700万円超	10%	24万円			
県民税	700万円以下	2%		県民税	一律	4%
	700万円超	3%	7万円			

②定率減税が廃止されました（所得税も廃止）

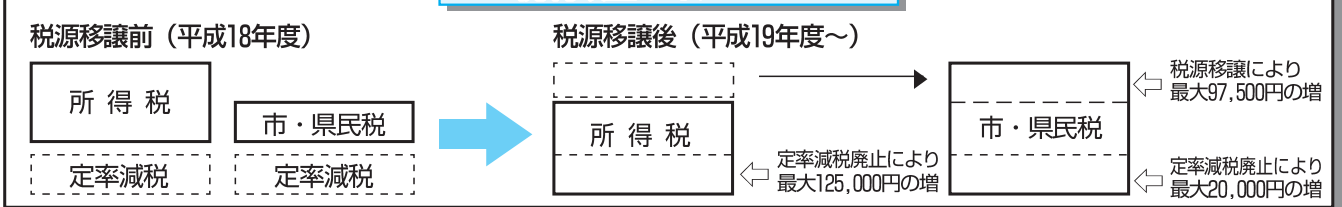
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度以降
減税率15% 上限40,000円	減税率7.5% 上限20,000円	廃止

③高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日現在、年齢65歳以上で合計所得金額が125万円以下の場合、平成17年度までは非課税でしたが、平成18年度から課税となりました。ただし、下記のかたには経過措置が講じられています。

経過措置の対象者	67歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれたかた）で前年の合計所得が125万円以下のかた						
年度	平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降			
均等割	非課税	市民税	1,000円	市民税	2,000円	市民税	3,000円
		県民税	300円	県民税	600円	県民税	1,000円
		計	1,300円	計	2,600円	計	4,000円
所得割	非課税	通常の3分の1課税	通常の3分の2課税	通常課税			

税制改正のイメージ



Q2 いつから変わるの？

	所得 税	市・県民 税
給与所得者	平成19年1月～毎月の給与から源泉徴収	平成19年6月～ 特別徴収は毎月の給料から天引き 普通徴収は6・8・10・1月に納付
年金受給者	平成19年2月～2カ月ごとの年金から源泉徴収	平成19年6月～（6・8・10・1月に納付）
事業者	平成20年2・3月の確定申告 ※予定納税のかたは平成19年7月	平成19年6月～（6・8・10・1月に納付）